公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

一　件名　丹後瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十二年一月十四日　午後二時から

三　場所　舞鶴商工会議所（京都府舞鶴市浜六十六番地）

四　事案の要旨

1　ガス料金その他の供給条件についてのガス供給約款の変更（平成十九年六月八日付けで平均四十六・六三パーセント引き上げるガス料金を含む。）

2　詳細は、近畿経済産業局資源エネルギー環境課及び大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）において縦覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があるときは電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「丹後瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年一月二十五日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長において通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「丹後瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十二年一月二十五日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前二丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

近畿経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

丹後瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月十一日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）

一、日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人竹田盛之輔の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成21年12月15日　神戸地方法務局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　株式会社ウィズダムキャピタル

2．本店所在地　東京都中央区日本橋茅場町３丁目８番８号

3．登録番号　関東財務局長（金商）第2139号

4．行政処分の年月日　平成21年12月３日

5．行政処分の内容　金融商品取引業の全ての業務（取引の結了その他顧客保護のため必要なものとして当局が個別に認めたものを除く。）を平成21年12月３日から平成22年３月２日まで停止すること。

平成21年12月15日

関東財務局長　厚木　進

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び同法施行規則第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年12月15日　経済産業大臣　直嶋　正行

名　称	日本フィナンシャルサービス株式会社
本店の所在地	岡山県岡山市北区表町一丁目２番３号
登録番号	中国第20号
営業廃止年月日	平成21年９月15日

登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び同法施行規則第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年12月15日　経済産業大臣　直嶋　正行